

【自営業者の取扱いについて】

● 自営業者とは

自営業者は本来、事業の売上や必要経費、経営状態など含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持するものであるため、原則被扶養者とはなれません。

ただし、自営業による収入が認定基準内であり、かつ主として被保険者の収入によって生計が維持されていることが証明されれば、被扶養者として認定される場合もあります。

● 自営業者の収入について

健康保険における自営業者の収入は確定申告上の「所得金額」とは異なります。

「総収入額」から健保組合が認める必要最小限の直接的必要経費を差し引いた額をもとにして算出するため、収支内訳書や青色申告決算書に書かれている経費内訳詳細を確認させていただくことになります。

※青色申告特別控除は、直接的必要経費として認められておりません。

● 提出書類における注意事項

・確定申告書は書類一式（収支内訳書または青色申告決算書等も含む）の写しが必要です。

・税務署の「受付印」や「受付日」記載のあるものでお願いいたします。

※上記以外の添付書類については、「被扶養者認定に必要な提出書類一覧」をご参照ください。

※廃業した自営業者については、廃業届の写しをご提出ください。

当健康保険組合では、健康保険法施行規則第 50 条および厚生労働省の指導に基づき、皆様の大切な保険料を公正に運用するため、年に 1 度、被扶養者資格確認調査（検認）を行っております。

調査時に収入超過が判明した場合、収入超過の事実発生日に遡って扶養削除となりますので、扶養認定基準から外れるときには速やかに扶養削除の手続きをお願いします。